

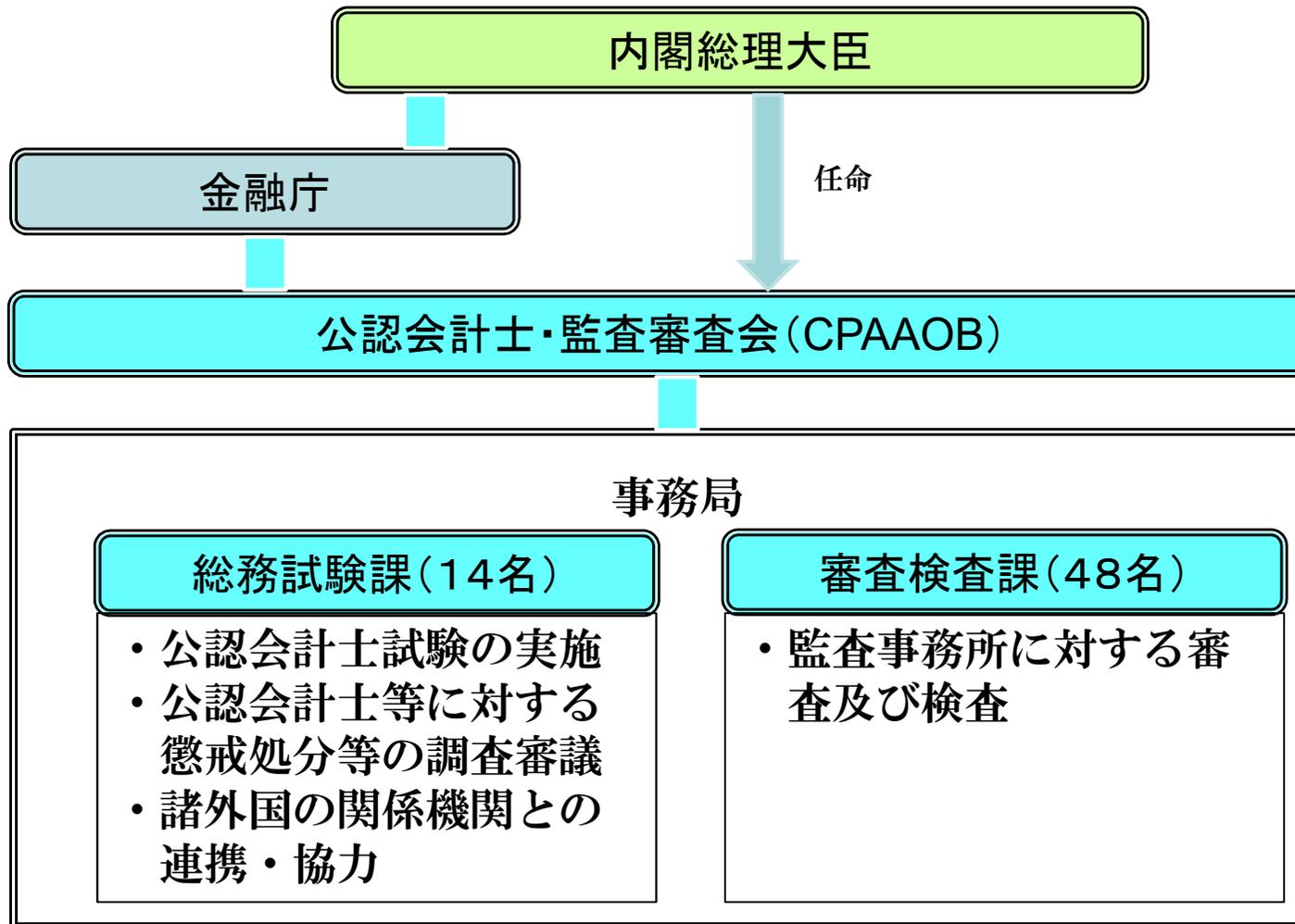
拡大する公認会計士の役割

～公認会計士という資格の魅力～

大阪公立大学
令和6年5月17日

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

公認会計士・監査審査会とは



上記人員数は、令和5年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット)令和4年度版、2頁。一部修正。)

構成

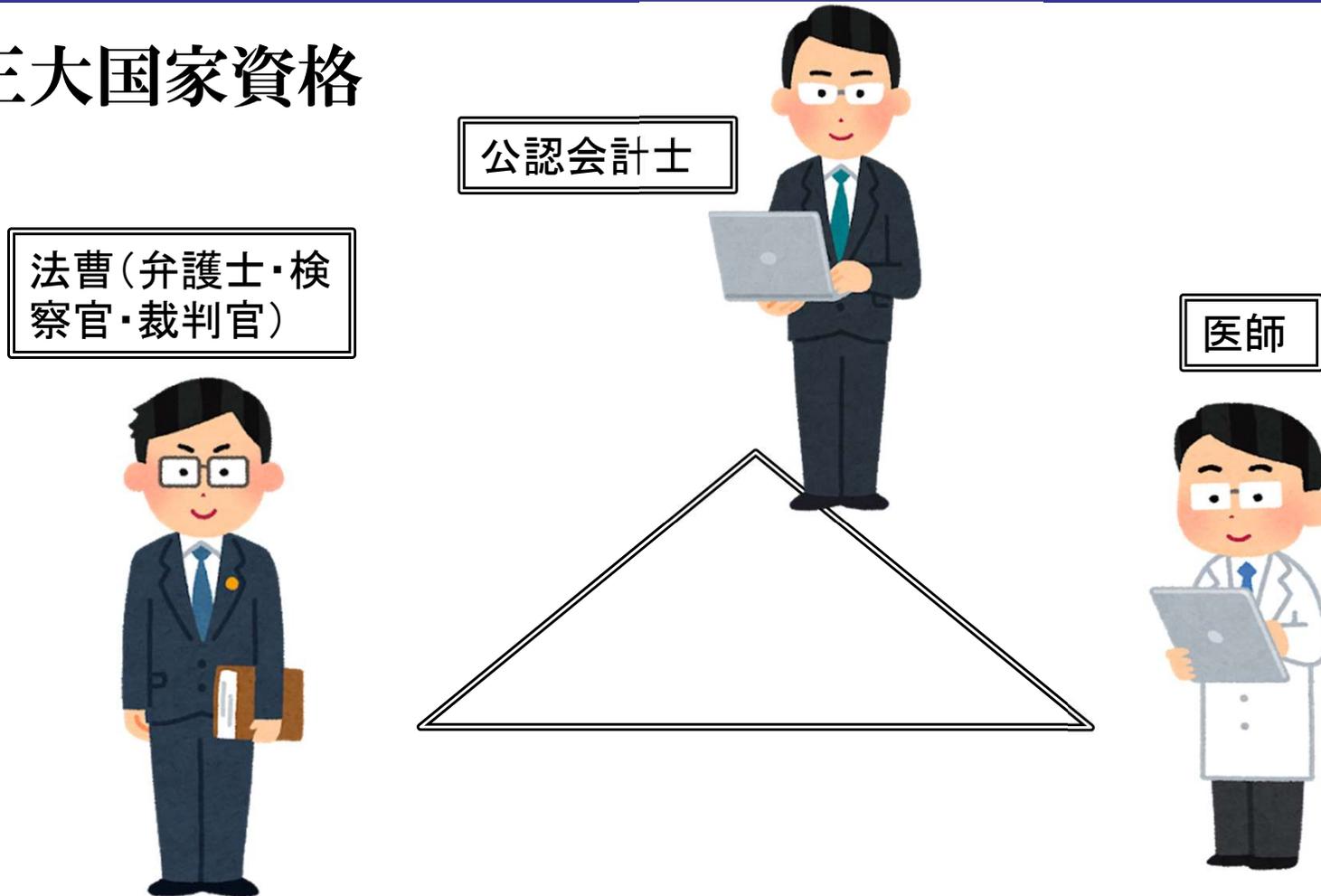
- I. 公認会計士とは
 - II. 公認会計士の基本的役割
 - III. 公認会計士になるには
 - IV. 監査法人
 - V. 公認会計士の活躍の場
- おわりに



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』令和5年、金融庁、11頁。

I. 公認会計士とは

三大国家資格



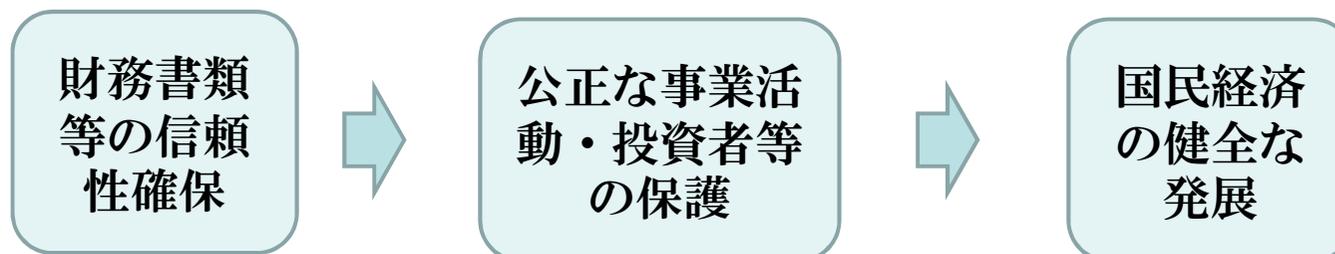
I. 公認会計士とは

- これらの資格には、いくつかの共通点があります。
 - － 国家試験に合格すること
 - － 独占業務が認められていること
 - － その業務の実施には、専門的知識と実務経験が必要であること
 - － その業務は、社会にとって不可欠であること

I. 公認会計士とは

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、**監査及び会計の専門家**として、独立した立場において、**財務書類**その他の財務に関する情報の**信頼性を確保**することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



I. 公認会計士とは

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、**財務書類の監査**又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

I. 公認会計士とは

- 公認会計士は、**会計及び監査の専門家**です。
- 会計及び監査の専門家であることを、公的な資格により認められています。
- 監査により、**財務諸表等の財務書類の情報の信頼性を確保**することを職務としています。
- これを通し、**経済社会の健全な発展**に寄与します。
- 会計及び監査の専門家として、財務書類等の情報の信頼性確保以外にも、**多様な分野で活躍**しています。

Ⅱ．公認会計士の基本的役割

- 会社（経営者）は、株式や社債を発行して投資者等から資金を集め、さまざまな資産を購入し、それを活用して事業を行います。
 - － 会社が投資者等を売却する場、株主等が株式等を売買する場を資本市場といいます。
- 投資者等は、投資等の判断にあたり、会社の状態や利益を獲得する能力についての情報を必要とします。
- その情報として、財務諸表が必要になります。
 - － 経営者もまた、会社を運営するため、会社がどのような状態にあるのか、利益を獲得できているのかを知る必要があります。

Ⅱ．公認会計士の基本的役割

- 効率的に資金を活用する株式会社に資金が集まるようになれば、社会的にも適切な資源配分がなされるといえます。
- 資本市場が有効に機能し、適切な資源配分がなされるためには、投資者に有用な財務情報等が提供されるようにする必要があります。
- そこで、株式等の有価証券を取引する資本市場を司る法律である「金融商品取引法」は、企業内容開示制度を定め、有価証券届出書や有価証券報告書等において、財務諸表の開示を求めています。
- 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。

Ⅱ. 公認会計士の基本的役割

- 財務諸表等は、株式会社の経営者が作成します。
- 経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- でも、会社の業績が悪くなっているのに、良くなっているように見える財務諸表を株主等に示したとしたらどうなるでしょうか？



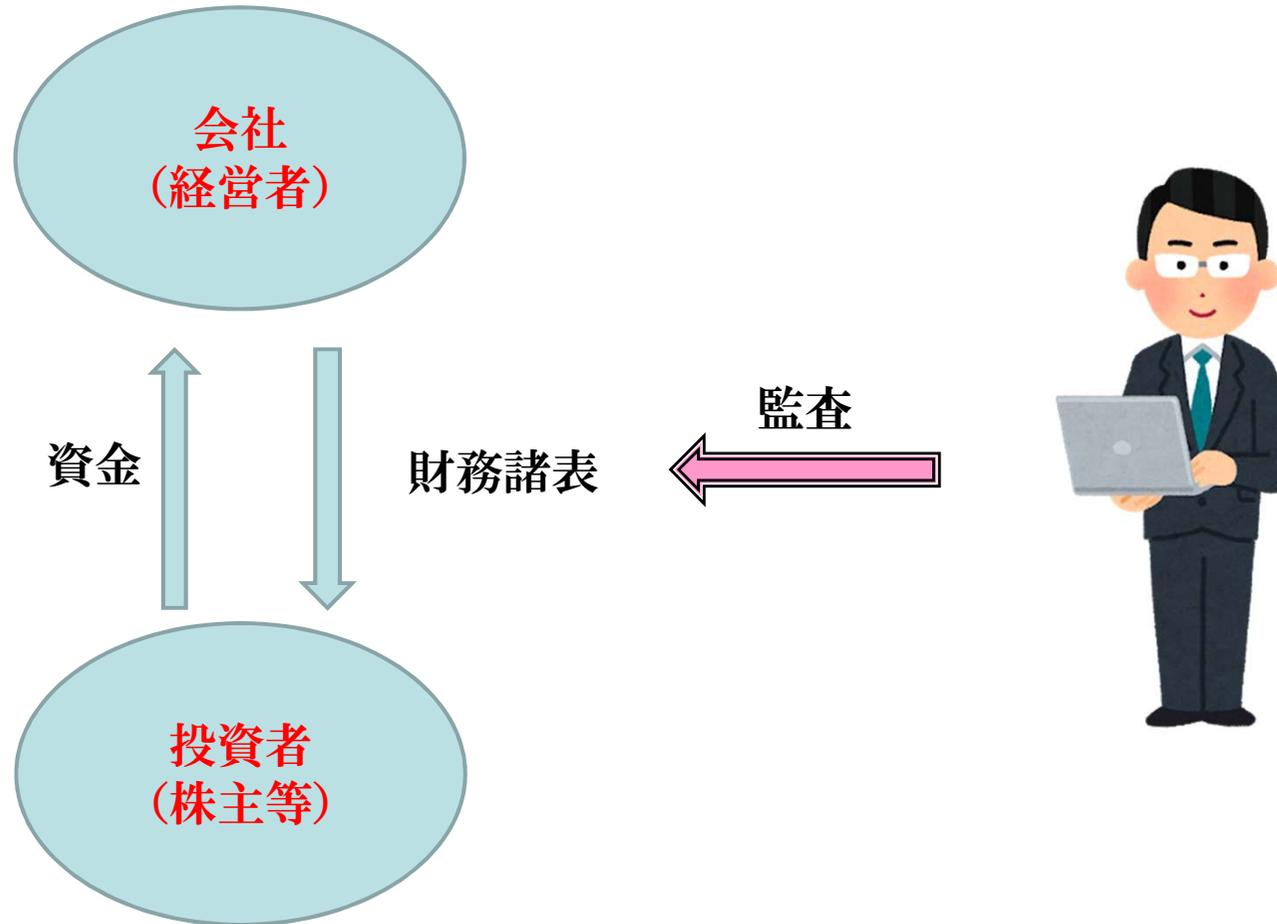
pixta.jp - 54426926

Ⅱ. 公認会計士の基本的役割

- 例えば、会社が突然倒産して…
 - 株が無価値に
 - 貸し付けた資金が回収不能に
- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を伝えるようにすればよいのです。



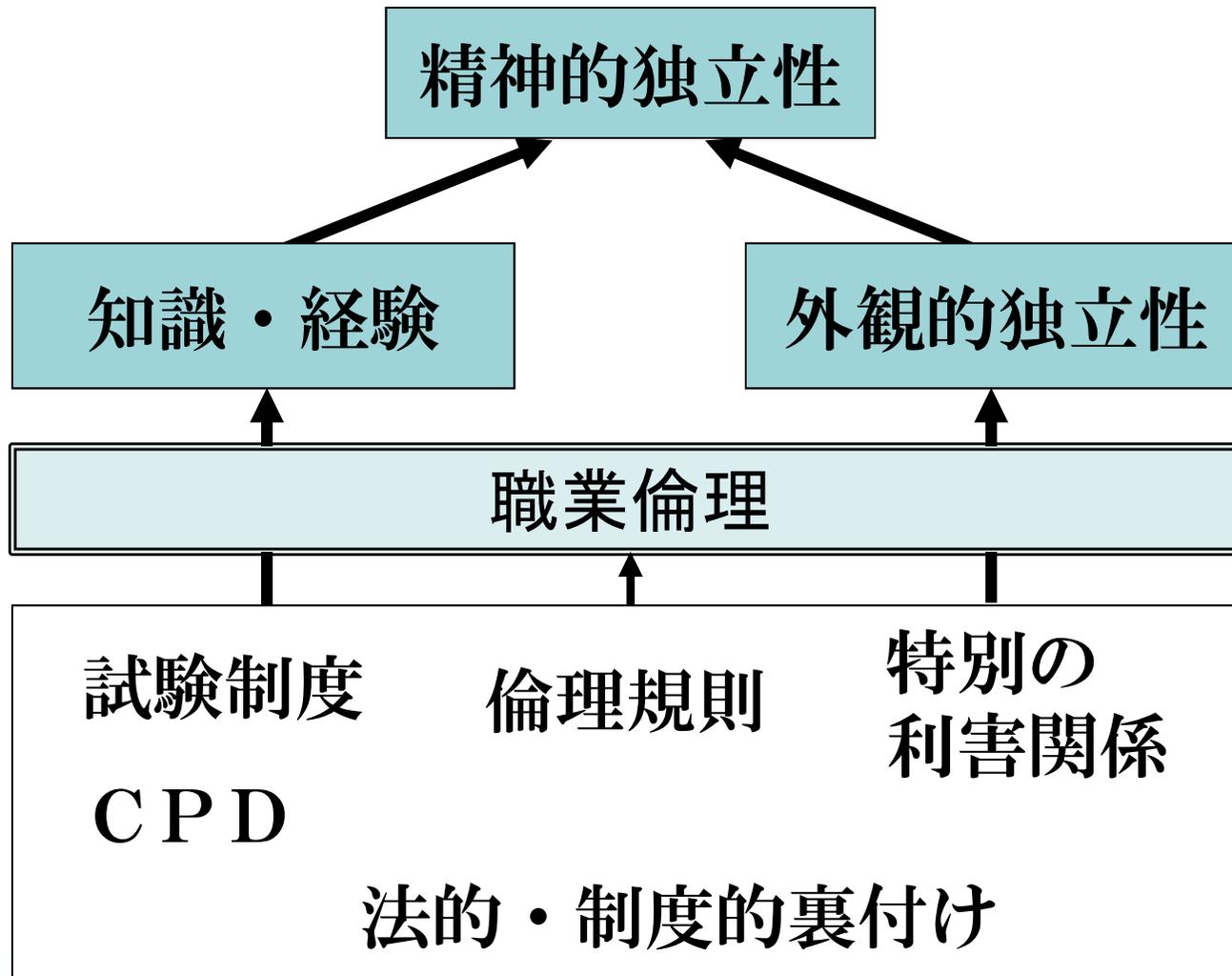
Ⅱ. 公認会計士の基本的役割



Ⅱ．公認会計士の基本的役割

- これにより、投資者は財務情報に信頼をおいて投資をすることができます。そうすれば有望な会社に資金が集まりますから、会社は積極的な投資をすることができます。
- そこで、金融商品取引法では、有価証券報告書等で開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めているのです。（第193条の2第1項）
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。

Ⅱ. 公認会計士の基本的役割



Ⅱ．公認会計士の基本的役割

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません。（精神的独立性）
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます。（職業倫理）

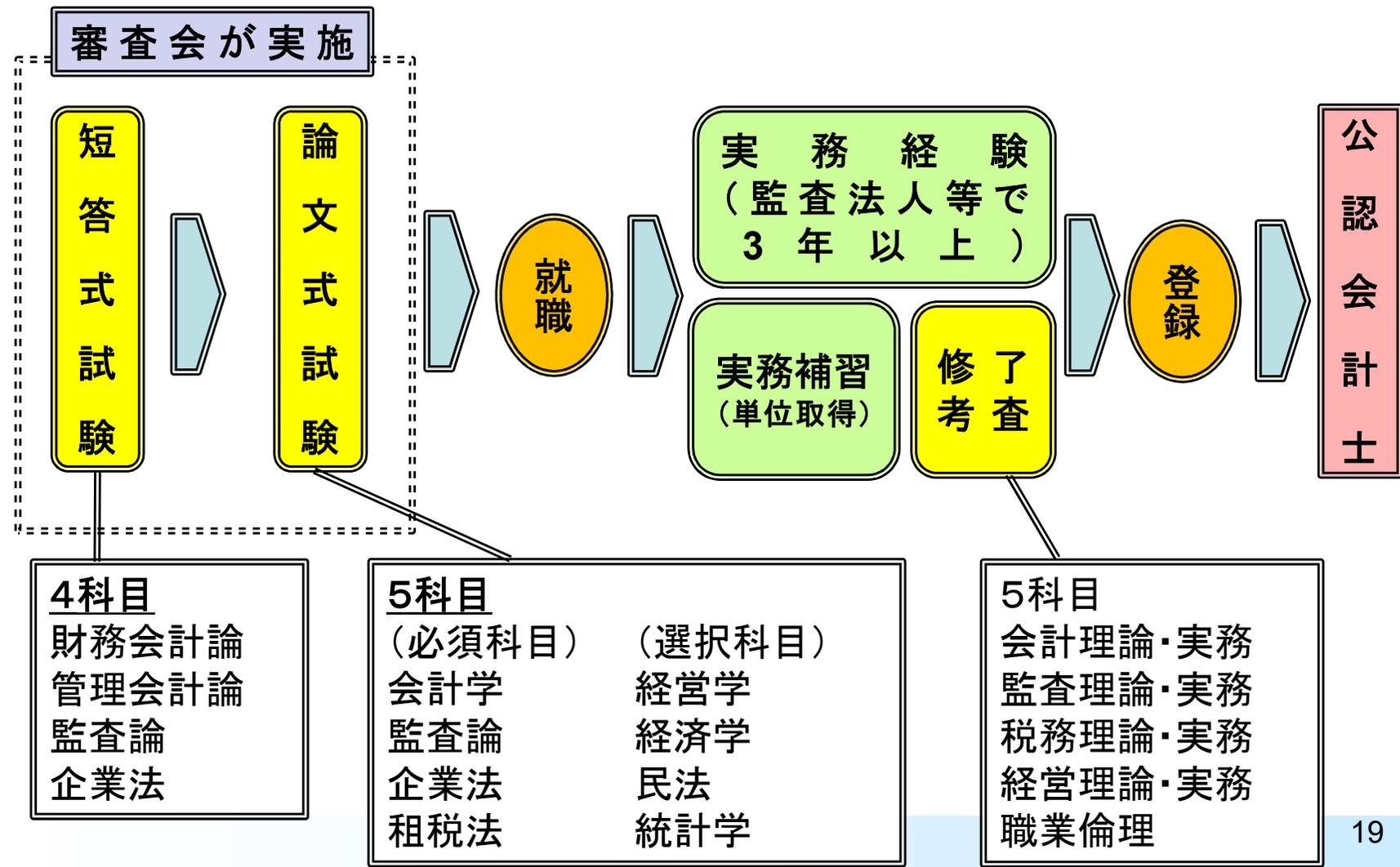
Ⅱ．公認会計士の基本的役割

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、**実務経験・実務補習**を経て修了考査に合格した**公認会計士のみ**に監査業務を認めているのです。
- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、大きく変化しています。公認会計士は変化に対応して、**専門的知識**をアップデートして能力を維持・研鑽し、**実務経験**を積む必要があります。

Ⅱ. 公認会計士の基本的役割

- 公認会計士は、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）
 - － 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係**のない公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。

Ⅲ. 公認会計士になるには



Ⅲ. 公認会計士になるには

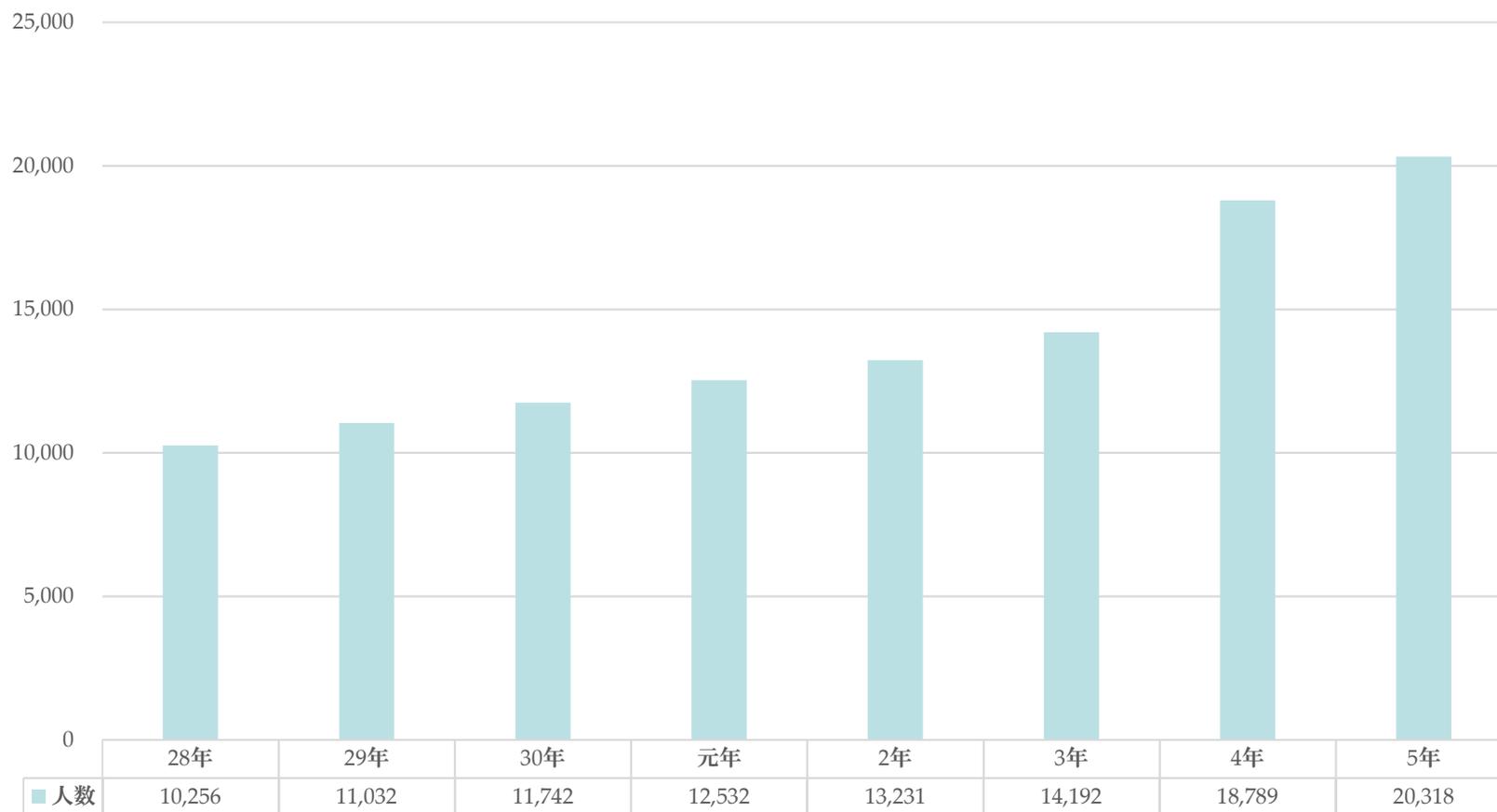
- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。

Ⅲ. 公認会計士になるには

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

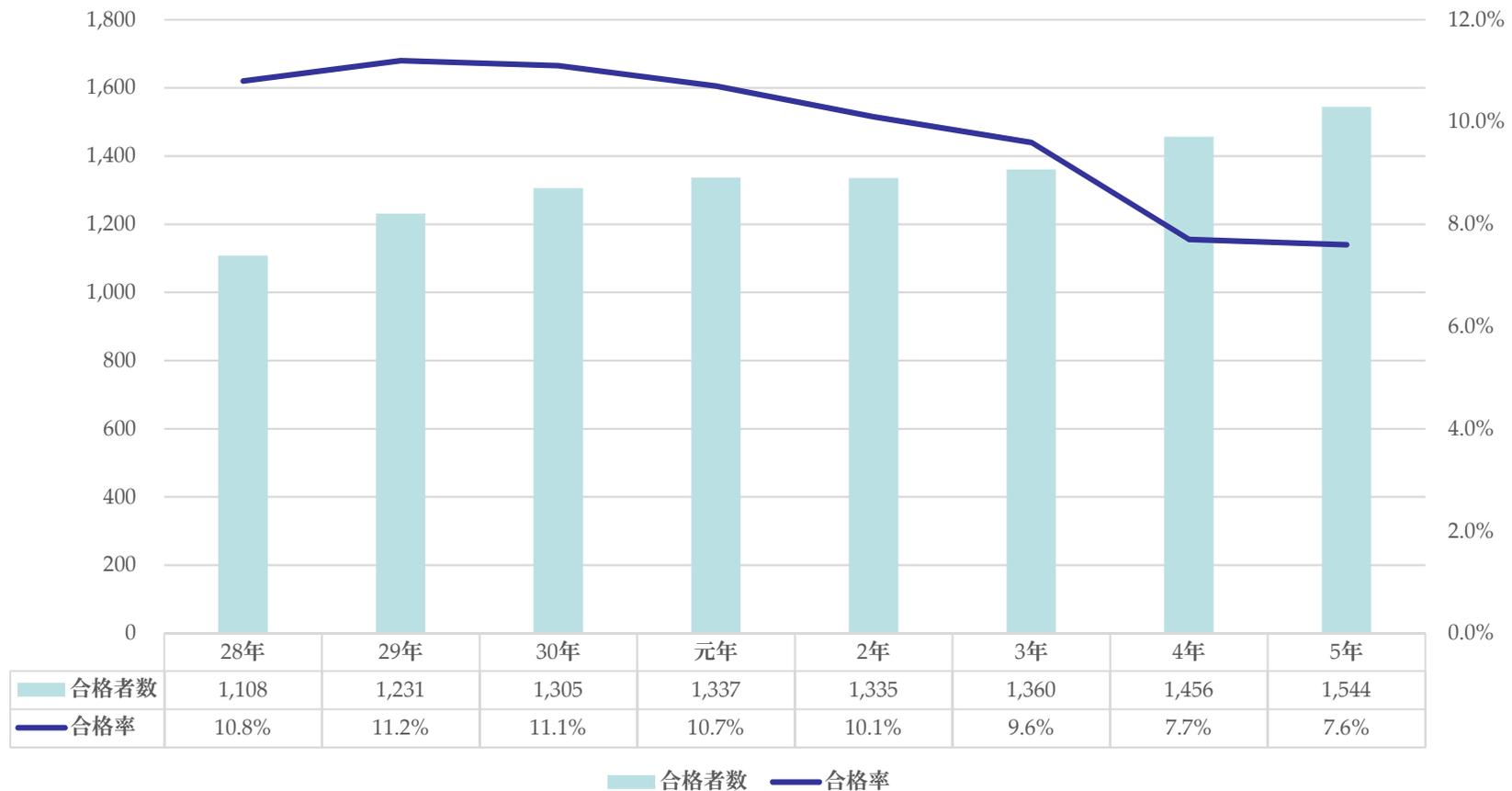
Ⅲ. 公認会計士になるには

願書提出者数



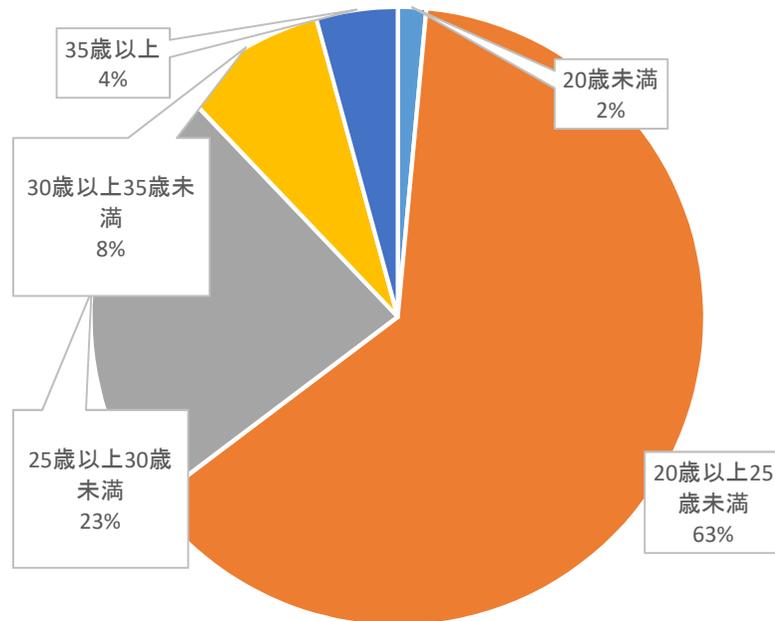
Ⅲ. 公認会計士になるには

合格者数・合格率

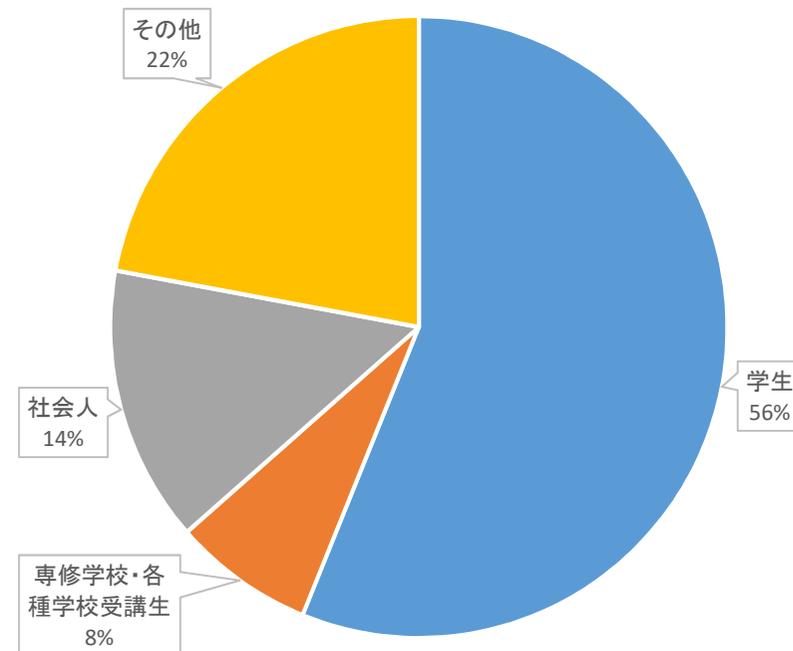


Ⅲ. 公認会計士になるには

年齢別合格者



職業別合格者



Ⅲ. 公認会計士になるには

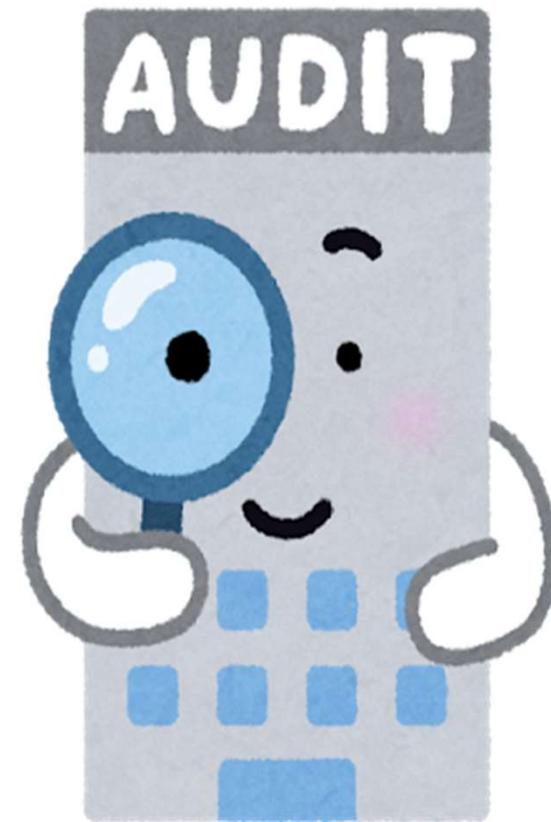
- 最近の状況をみると、願書提出者数は、緩やかな右肩上がりです。
- 20歳代前半、大学時代に合格する方が多くなっています。
- 合格者の多くは、監査法人に就職します。
- 最近の試験合格者の就職状況は、良い状況にあります。20歳代の合格者は、多くの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。

Ⅲ. 公認会計士になるには

- 監査法人で実務経験を積みながら、実務補習を受け、修了
考査の合格を目指すこととなります。
- 業務補助等
 - － 業務補助（監査業務に関して、公認会計士又は監査法人を補助）と実務従事（財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事）があります。
 - － 業務補助等の期間は、3年以上とされています（公認会計士法第3条、第15条）。
- 実務補習
 - － 公認会計士として必要な技能を修習させることを目的として実施されます（公認会計士法第3条、第16条）。
 - － 現在、（一財）会計教育研修機構が運営しています。修業年限は、原則として3年です。

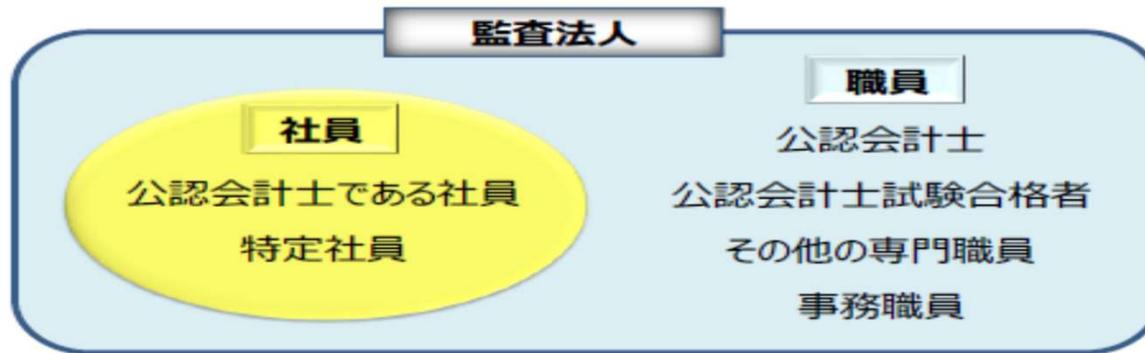
IV. 監査法人

- 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的**に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
- 監査法人は、令和5年3月末時点で、280法人あります。



IV」・監査法人

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



(資料) 池田唯一・三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—
(第一法規、平成 21 年) 55 ページの図を参考に、審査会作成

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 180 人～約 600 人	約 30 人～100 人弱	～約 40 人 (注 2)
常勤職員数	約 2,600 人～約 6,900 人	約 200 人～800 人強	～約 90 人 (注 2)

(注 1) 監査法人の規模別の特徴については、図表Ⅲ-1-3<監査法人の規模別の特徴> (57 ページ) を参照のこと。

(注 2) 社員数及び常勤職員数が大きく乖離している 1 法人を除く。

審査会『令和 5 年版 モニタリングレポート』令和 5 年、16 頁。

IV. 監査法人

図表Ⅲ-1-18 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Limited (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人 (注)	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰星監査法人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三優監査法人	BDO International Limited (BDO)
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited (GT)
東陽監査法人	Crowe Global
PwC 京都監査法人 (注)	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

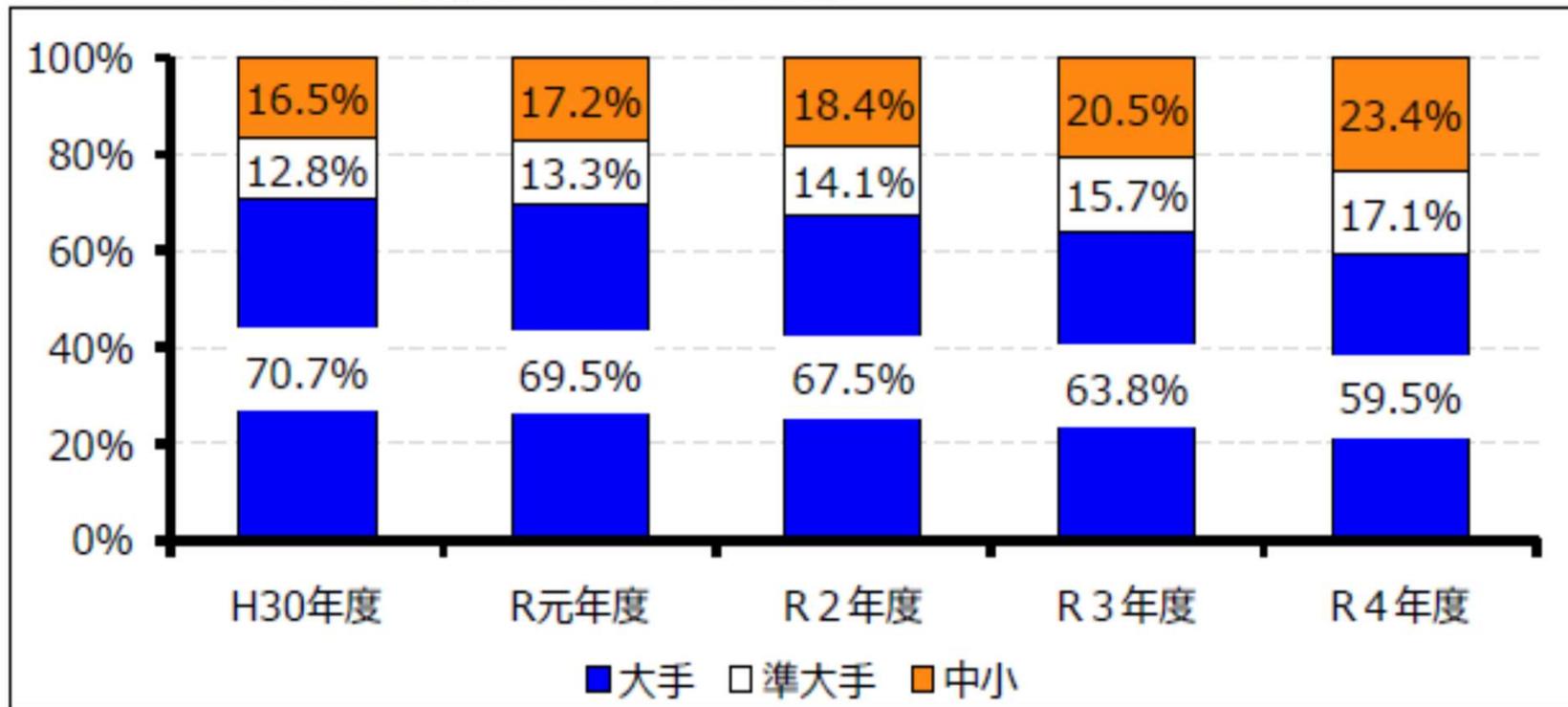
(注) PwC あらた有限責任監査法人及び PwC 京都監査法人は、令和 5 年 6 月 1 日、統合に向けた協議を開始した旨を公表している。

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和 5 年 7 月 1 日現在)

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、81頁。

IV. 監査法人

図表 I-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、25頁。

IV. 監査法人

図表Ⅲ-1-10 <事例：大手監査法人における監査チーム編成（大規模国内上場会社）と主な役割>

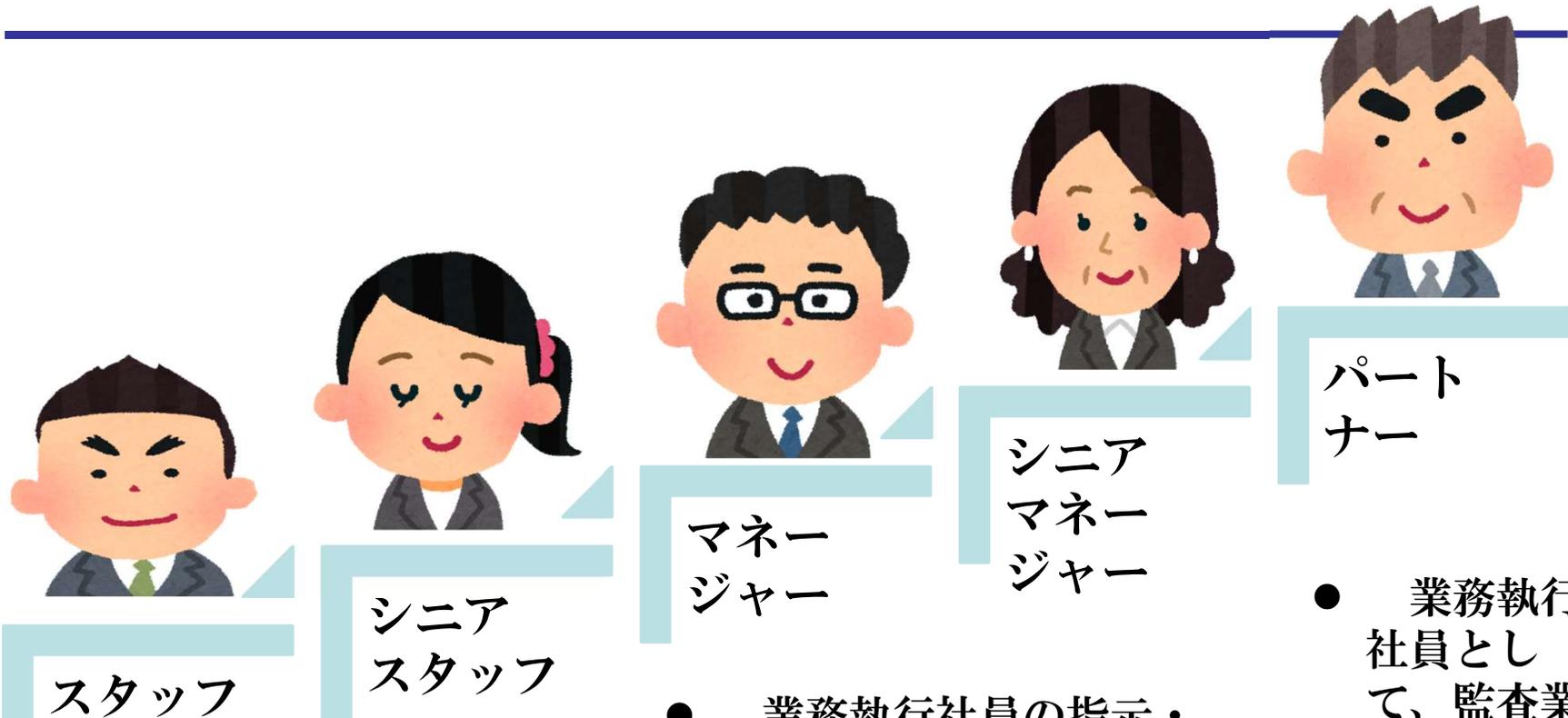
		職階	主な役割
監査責任者 3 人		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士 A	シニアマネージャー・マネージャー	監査チームの統括、監査業務の統括
	公認会計士 B	シニアマネージャー・マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士 10 人	マネージャー・シニアスタッフ	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 13 人 (公認会計士試験合格者等)	スタッフ	内部統制の整備運用評価手続、重要な監査領域以外の監査手続
	その他の監査補助者 (監査アシスタント) 4 人	アシスタント	データ加工、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送・回収管理、監査調書の管理
	内部専門家 7 人 (注 2)	パートナー、マネージャー、シニア等	被監査会社の IT 統制の評価、法人税等の処理の検証、退職給付債務の妥当性の検証

(注 1) 被監査会社の連結売上高約 1.6 兆円、監査時間約 15,000 時間の監査チームの事例

(注 2) 内部専門家は必要に応じて監査チームに配置される。

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、69頁。

IV. 監査法人



- 上位者の指示・指導・監督のもと、監査業務の実作業を実施します。

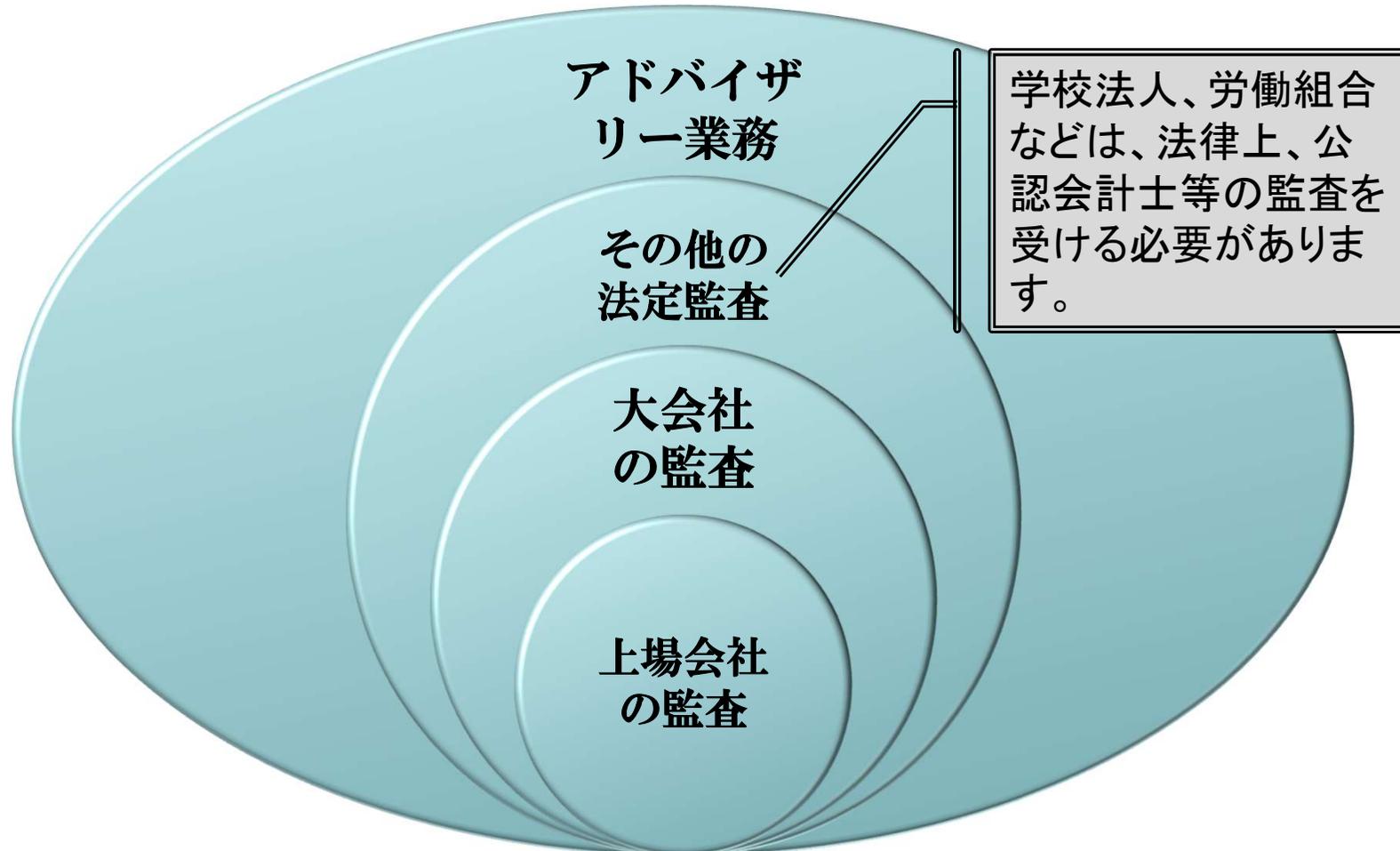
- 業務執行社員の指示・指導・監督を受け、現場で監査チームを統括します。スタッフの指導や育成も重要な業務です。

- 業務執行社員として、監査業務を統括します。法人の運営にも参画します。

IV. 監査法人

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークに加盟する必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、グローバルなネットワークに加盟し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
- グローバル・ネットワークは、有効かつ効率的に監査業務を実施できるように、電子監査調書やリスクの高い監査領域を識別するためのデータ分析ツールなど、IT/AIを活用した監査ツールを開発しています。

IV. 監査法人



IV. 監査法人

- 監査業務－金融商品取引法に基づく監査業務以外にも、多くの法令で、公認会計士又は監査法人による監査を要求しています。
 - － 会社法に基づく会計監査人監査
 - － 私立学校振興助成法に基づく学校法人監査
 - － 国立大学法人法に基づく国立大学法人の監査
 - － 労働組合法に基づく労働組合監査
 - － 地方自治法に基づく地方自治体の監査
 - － 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
 - － 医療法に基づく医療法人の監査
 - － 社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査
- 任意監査－法令等で要求されない場合でも、依頼者から依頼を受けて、監査業務を提供する場合があります。

IV. 監査法人

図表 I-3-1 <監査法人による監査証明業務の種別の状況>

種別	法定監査						任意 監査	計
	金商法 ・会社法	金商法	会社法	学校 法人	労働 組合	その他		
社数	4,091	300	5,430	1,561	414	3,856	5,521	21,173
割合(%)	19.3	1.4	25.7	7.4	2.0	18.2	26.0	100.0

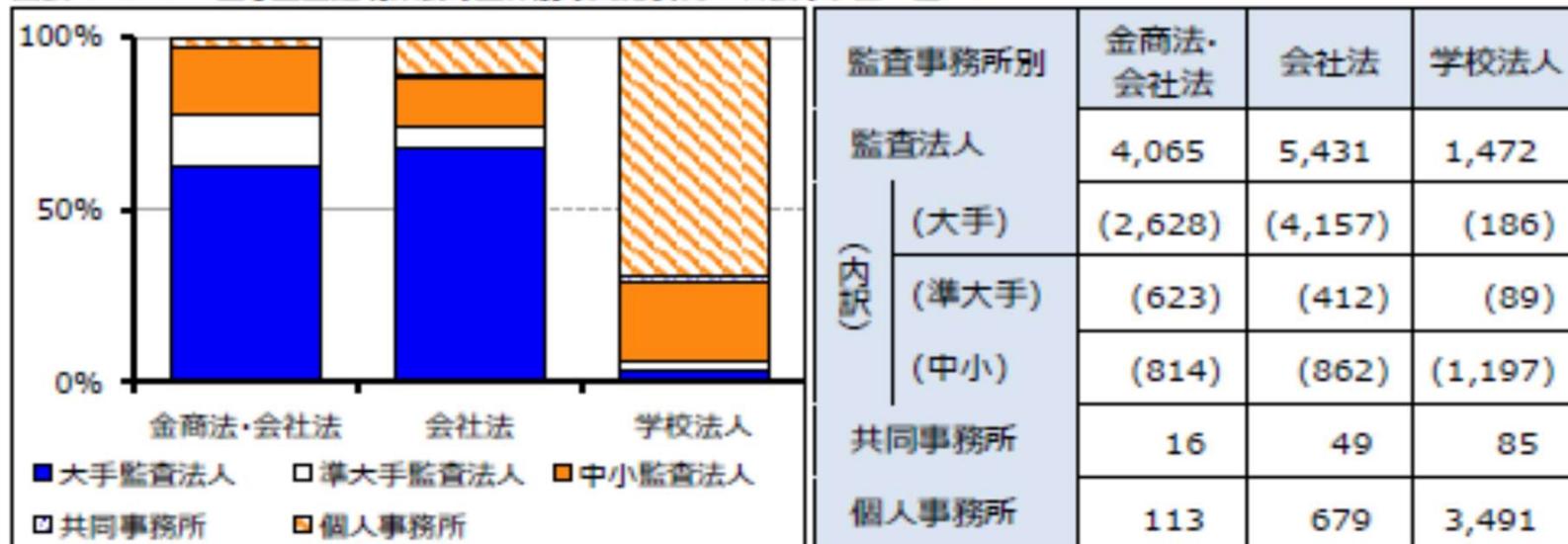
(注1) 令和3年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

(注2) 「金商法・会社法」は金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務であり、「金商法」「会社法」はそれぞれ金商法又は会社法に基づく監査証明のみが必要な業務である。

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、23頁。

IV. 監査法人

図表 I - 3 - 2 < 主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社） >



(注1) 令和3年4月期から令和4年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表 I - 3 - 1 のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

(注2) 「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含めている。

(資料) 協会データより審査会作成

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、23頁。

IV. 監査法人

- 監査法人では、会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザリー業務を提供しています。
 - 財務諸表作成支援
 - 決算早期化支援
 - 内部統制・内部監査の高度化支援
 - 管理会計高度化支援
 - 財務経理プロセス最適化支援
 - 不正・不祥事の調査
 - IPO支援業務
 - サステナビリティ情報開示支援

IV. 監査法人

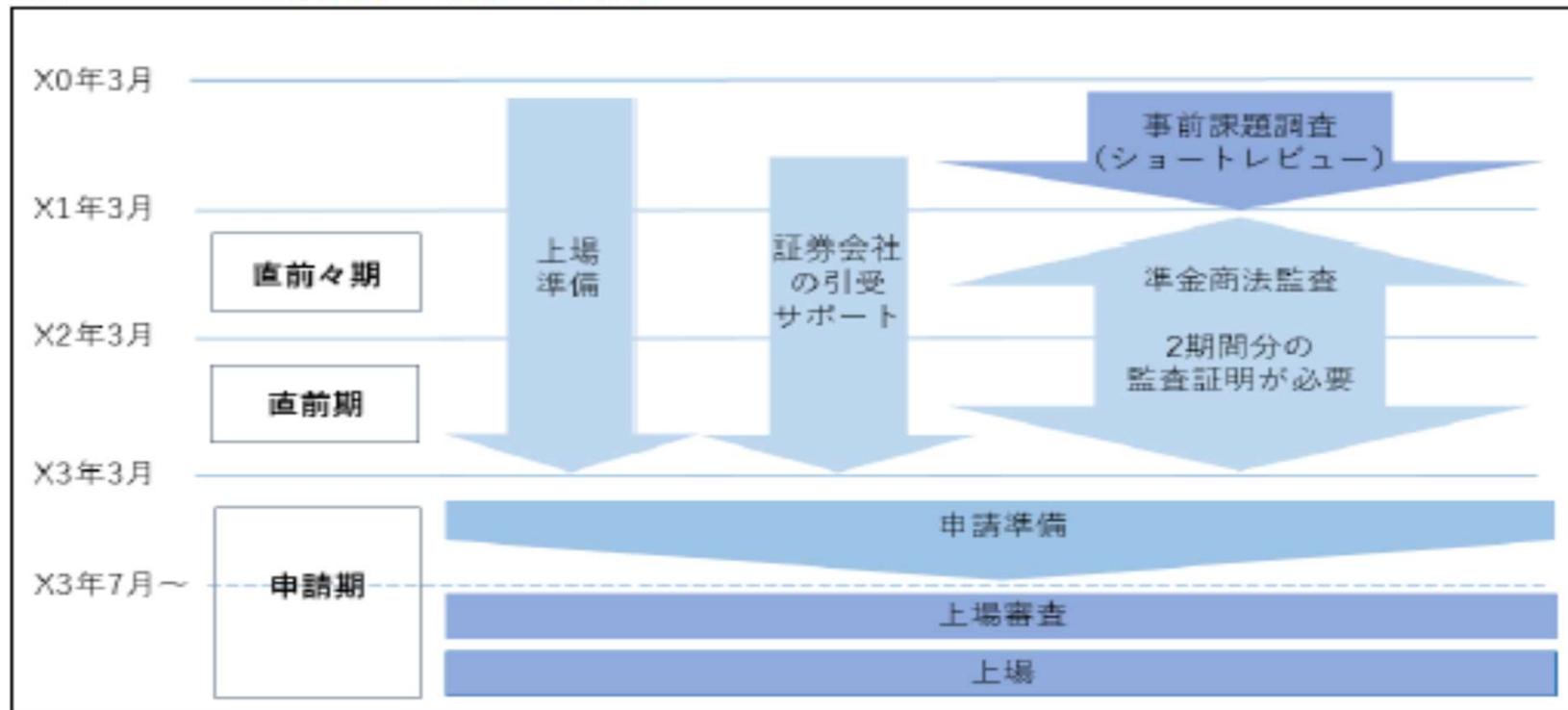
- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、アドバイザリー業務を行う法人を設立しています。
- グローバルなネットワークを活用し、多様な専門家の知見を活かし、会計や監査の領域にとどまらないサービスを提供する監査法人を中核とするグループもあります。
 - M&Aアドバイザリー
 - 企業価値評価
 - 事業戦略策定支援
 - 業務改革支援
 - 事業再編支援
 - ITリスク管理支援
 - サイバーセキュリティ・アドバイザリー

IV. 監査法人

- IPO支援業務
 - **IPO**とは、Initial Public Offeringの略語です。具体的には、株式会社が証券取引所に上場して株式を投資者に売り出して資金調達し、また投資者が取引ができるようにすることをいいます。
 - 上場するためには、監査法人による監査を受けなければなりません。監査を受けるためには、前提として、組織体内部に適切な管理態勢（内部統制）を構築し、運用する必要があります。
 - その際、株式会社は、**監査法人の支援を受けながら**、内部統制の構築・運用を含む、上場に向けての課題を解決していくことが一般的です。

IV. 監査法人

図表 I - 3 - 15 <IPOまでのスケジュール例（3月期決算）>



(資料) 審査会作成

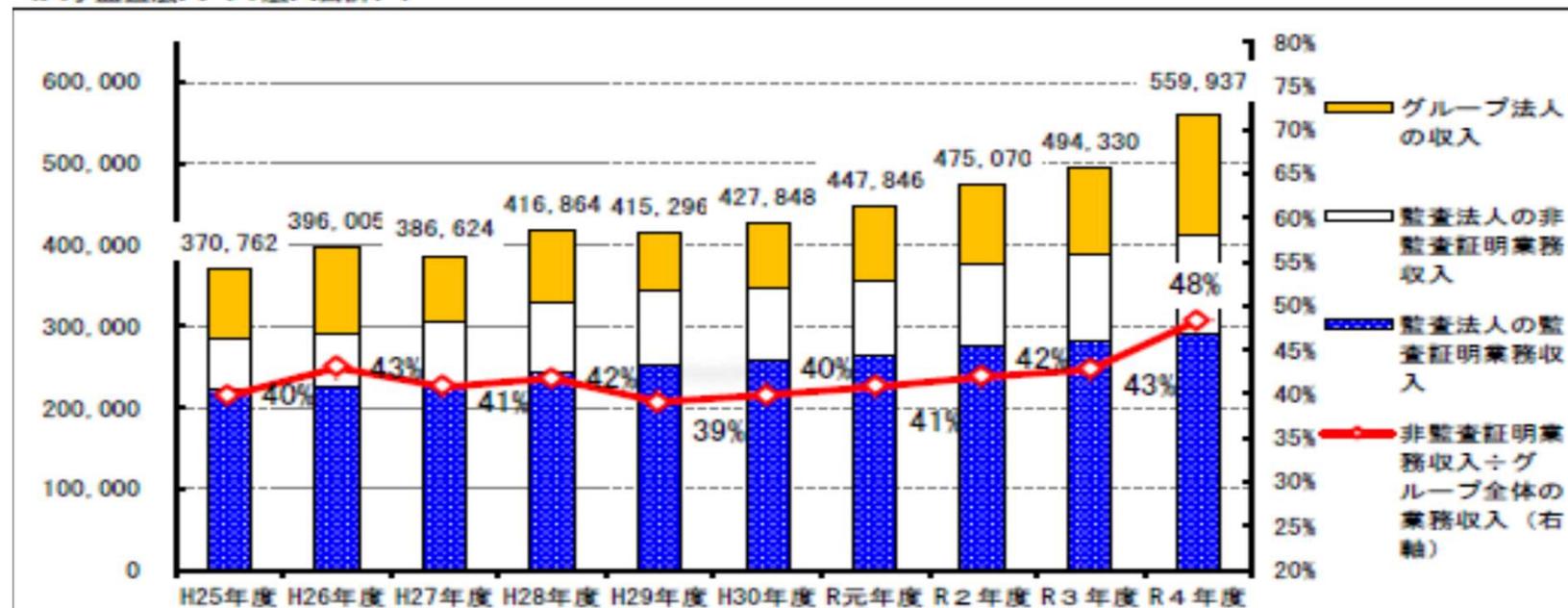
審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、30頁。

IV. 監査法人

- サステナビリティ情報開示支援
 - ESGに関する課題への関心が高まり、ESG投資が注目されるようになったため、サステナビリティ情報の開示が要請されるように。
 - 令和4年6月、金融審ディスクロージャーWG、サステナビリティに関する企業の取組の開示を提言。これを受け、令和5年1月、開示内閣府令改正。令和5年3月期の有価証券報告書より適用開始。
 - 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、令和6年3月、国際基準を踏まえ、具体的な開示の公開草案を公表。
 - サステナビリティ情報も情報の作成者による開示。情報開示の定着とともに、その保証による情報の信頼性確保が必要に。
 - 金融審は、令和6年3月、サステナビリティ情報の開示と保証にあり方に関するWGを設け、議論を開始。

IV. 監査法人

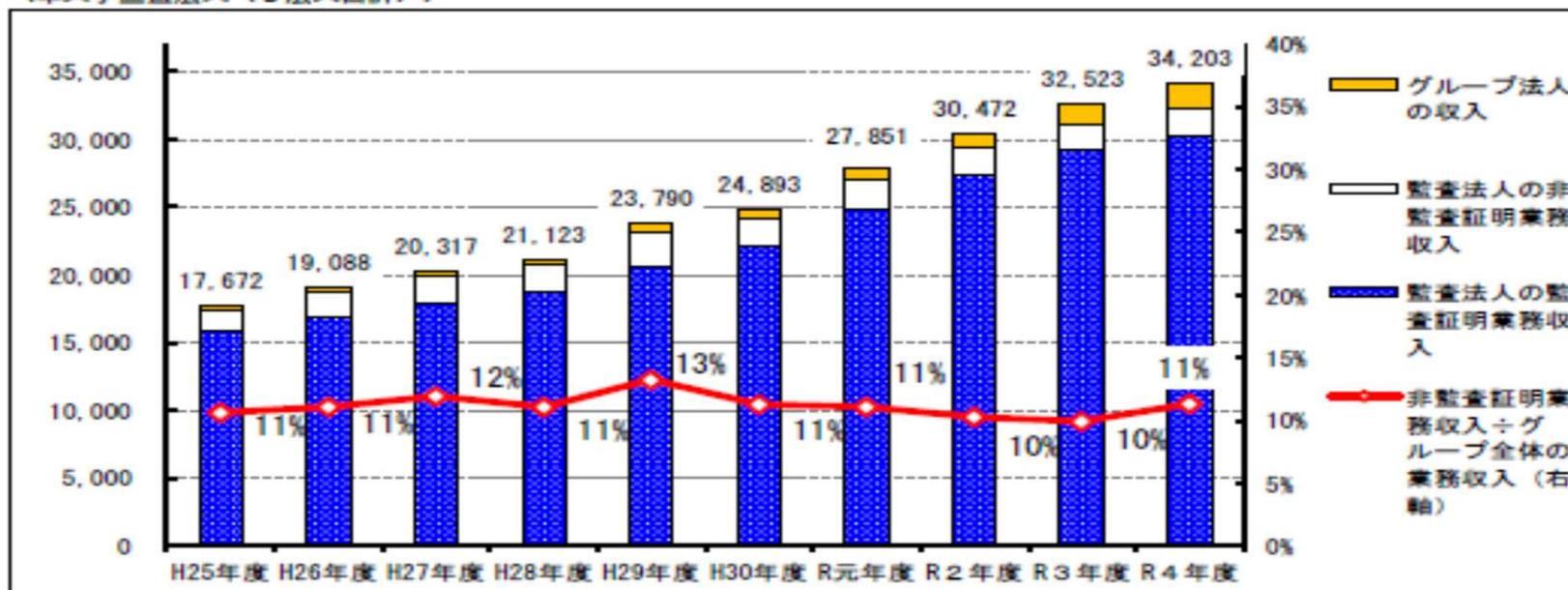
図表Ⅲ-1-23 <監査法人グループの業務収入における非監査証明業務収入の割合の推移（左軸 単位：百万円）>
（大手監査法人（4法人合計））



- (注1) 監査法人グループの業務収入は、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めており、監査法人グループ内のサービスを行う子会社等の収入も含んでいる。
- (注2) 非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。
- (注3) 平成29年度において1法人グループが決算期を変更し、8か月決算となっている。このため、平成29年度の業務収入は、決算期を変更した監査法人グループの8か月の業務収入が同水準で1年間発生したと仮定して（12か月/8か月を乗じて）補正している。
- (注4) 平成27年度及び平成29年度に、特定の手監査法人が、非監査証明業務を行う事業や子会社を監査法人や子会社等から分離している。
- (資料) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

IV. 監査法人

図表Ⅲ-1-24<監査法人グループの業務収入における非監査証明業務収入の割合の推移（左軸 単位：百万円）>
（準大手監査法人（5法人合計））



（注1） 監査法人グループの業務収入は、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めている。

（注2） 非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。

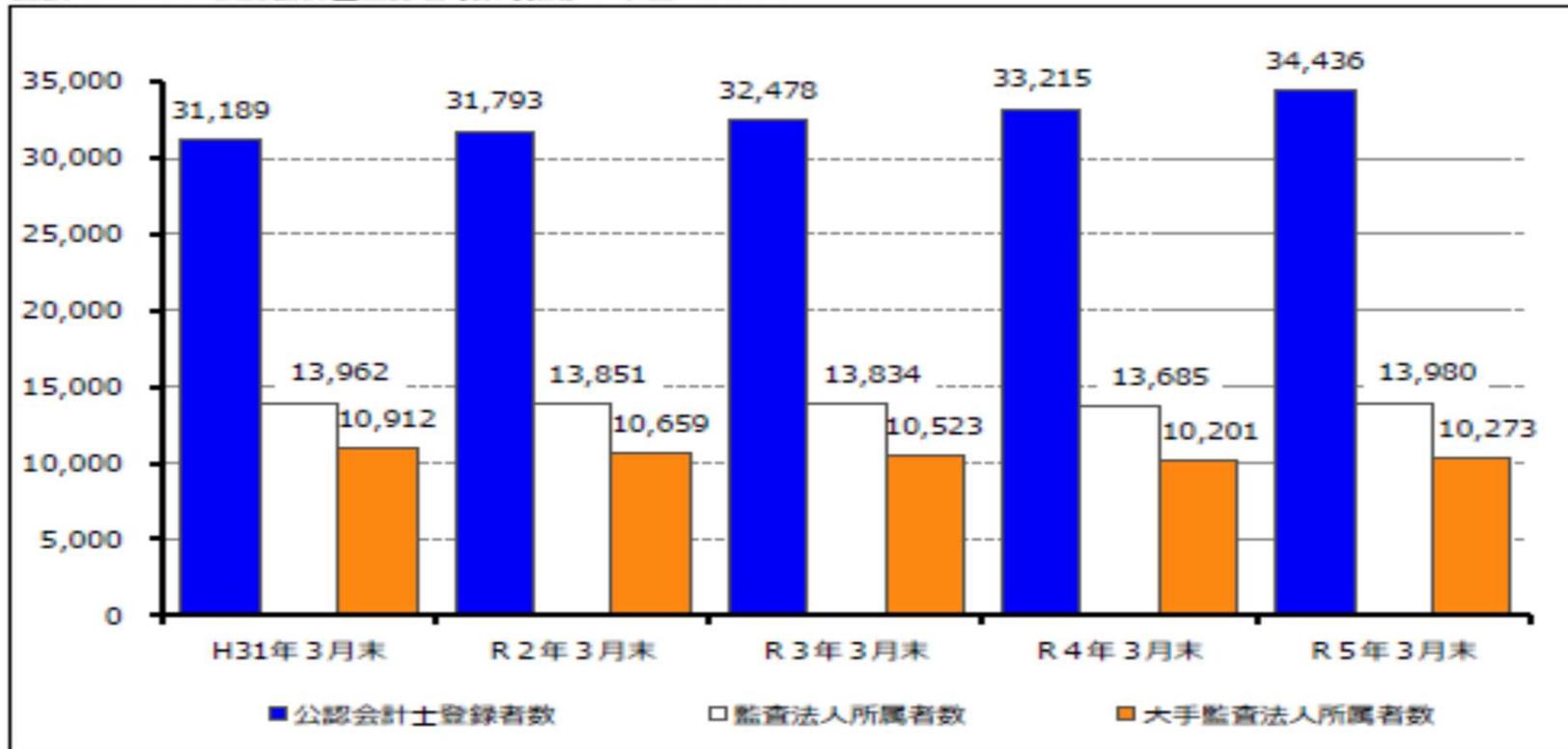
（注3） 平成28年度において1法人グループが決算期を変更し15か月決算となっており、平成28年度の業務報告書は事務年度内に提出されていない。このため、集計上、当該法人グループの平成28年度の業務収入には、平成27年度のデータを使用している。平成29年度の業務収入には、15か月分の業務収入が計上されている。

（資料） 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、89頁。

V. 公認会計士の活躍の場

図表 I - 1 - 1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



（資料）協会データより審査会作成

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、12頁。

V. 公認会計士の活躍の場

事業会社

- 経理や原価管理
- 経営戦略の企画
- 監査役スタッフや内部監査

金融機関

- 融資業務
- 事業再生
- 監査役スタッフや内部監査

官公庁

- 会計検査業務
- 金融機関の検査
- 監査法人の検査

V. 公認会計士の活躍の場

- 監査実務経験を持ち、会計や監査に精通した公認会計士は、会計や財務の担当者として、内部統制の構築・推進担当者として、また監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
- 組織体内で経験を積み、CFOや監査役等として活躍することもできます。
 - 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
 - 上場を目指す会社に入社し、内部統制の構築等に尽力する公認会計士の方も数多くいます。

V. 公認会計士の活躍の場

- 組織体の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。
 - － 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、公認会計士を必要としています。
 - － 審査会でも、検査官の多くは、公認会計士の方です。

V. 公認会計士の活躍の場

独立開業

- 税務業務
- 監査業務
- アドバイザリー業務

社外役員

- 社外取締役
- 社外監査役

教員

- 会計専門職大学院の専任教員
- 非常勤教員

V. 公認会計士の活躍の場

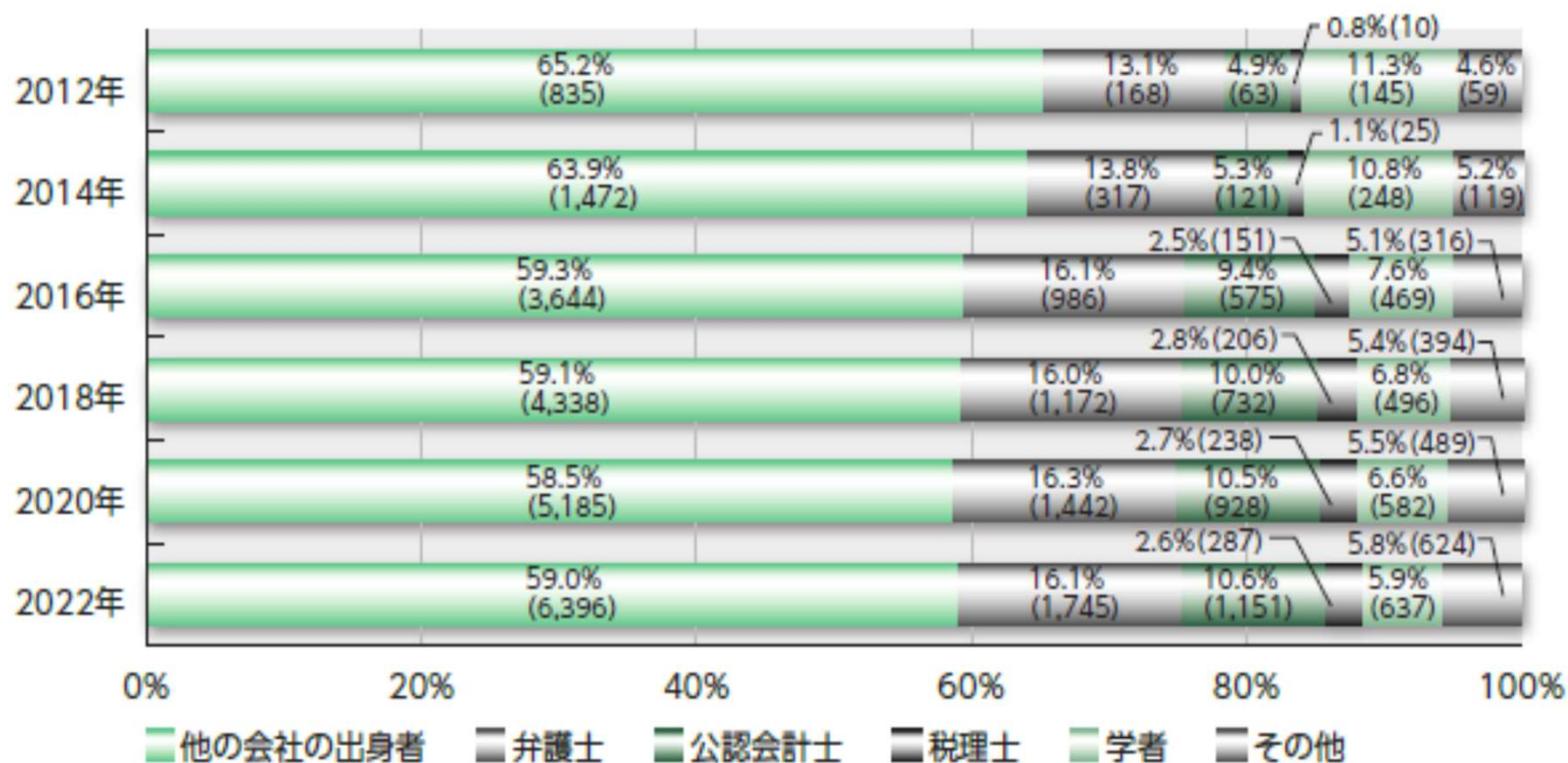
- 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業する人も数多くいます。
- 公認会計士は、税理士登録をすることにより、**税務業務**を行うことができます。
 - 各種税務書類の作成
 - 税務代理業務（申告、不服申立、税務官庁との交渉など）
- 地域に密着して、小規模な組織体に対する**監査業務**を提供することもできます。また、自身の得意分野を生かした**アドバイザー業務**を提供することもできます。

V. 公認会計士の活躍の場

- 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 会計及び監査の専門的知識を活用し、大学・大学院の教員に就任する公認会計士も多くなっています。
 - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

V. 公認会計士の活躍の場

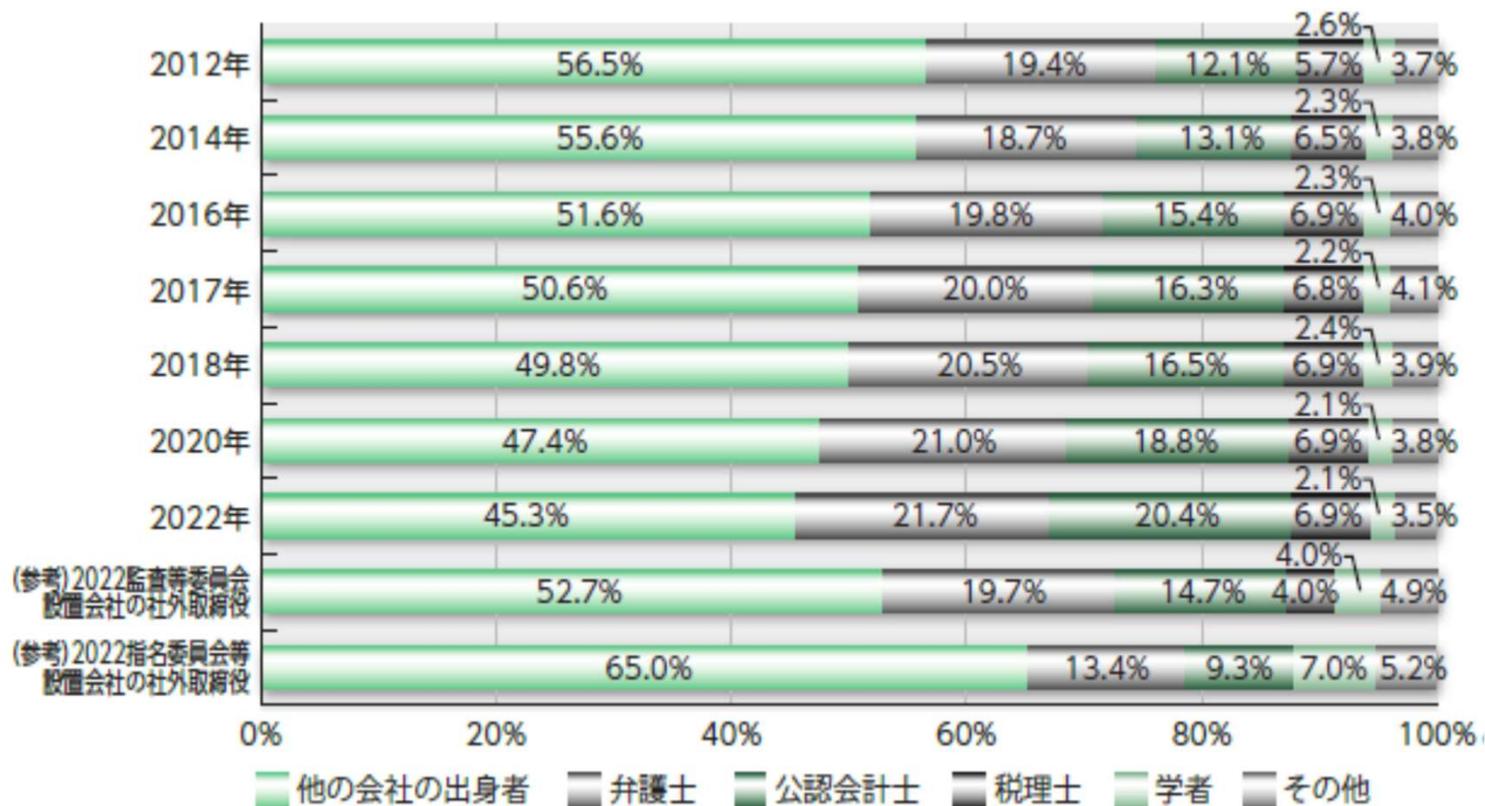
独立社外取締役の属性



東京証券取引所『東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2023』令和5年、39頁。

V. 公認会計士の活躍の場

社外監査役の属性



おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、**公認会計士にのみ**認められた大変重要な社会的役割です。
- 公認会計士の役割は、上場会社等の監査に限定されるのではなく、多様な組織体において、さまざまな役割を果たすように期待されています。

おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。
IVで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識・経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、社会に貢献することができます。

参考資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)
からダウンロードできます。
 - 『公認会計士・監査審査会 令和4年度版』
 - 『目指せ、公認会計士！』 令和5年4月
 - 『令和5年版 モニタリングレポート』

ご清聴
ありがとうございました

